

公的年金からの市・道民税（住民税）の特別徴収制度について

※この制度は、条件を満たす **65 歳以上の方が対象**ですが、制度周知のため、**対象外の方にも送付しております。**（対象は下記の「**(2)** 対象となる方」をご覧ください。）

(1) 制度の概要

この制度は、公的年金（以下、「年金」といいます。）を支給する年金保険者（日本年金機構など）が住民税を年金から引き落とし、市町村に直接納める制度です。年金を受給されている方の納税の際の負担軽減と市町村における事務の効率化を図るため、平成 21 年度から導入されました。

なお、年金からの引き落とし（特別徴収）と普通徴収（納付書や口座振替で納める）を任意に選択できるような制度ではなく、対象となるすべての方に年金引き去り（特別徴収）の方法により納付していただくことになります。

(2) 対象となる方

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 65 歳以上（昭和 30 年 4 月 2 日以前生まれ）の年金受給者
- ② 前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方
- ③ 受給している年金から介護保険料が特別徴収（年金引き去り）されている方

(3) 引き落とされる住民税額

年金から引き落とされる住民税額は、年金所得に対する所得割額及び均等割額です。給与所得や事業所得など年金以外の所得に対する住民税額は、これまでどおり別途納めていただくことになります。税額等は、市から送付する「市民税・道民税納税通知書 兼 税額決定（更正）通知書」でご確認ください（※年金保険者から送付される通知とは、住民税額の記載が異なる場合があります。）。

(4) 年金からの引き落としが初年度の方の納税方法

年金からの引き落とし（特別徴収）の開始は、**初年度**の 10 月支給分の年金からとなります。そのため、**その年**の住民税額のうち半分については、6 月と 8 月に、これまで通り納付書で納めていただくことになります。

【例】初年度の住民税の年税額が 6 万円（年金所得のみ）の場合

初年度 年金特別徴収	納付書で納める（普通徴収）		特別徴収【本徴収】			
	月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	税額	1 万 5 千円	1 万 5 千円	1 万円	1 万円	1 万円
計算方法	年税額の半分（3 万円）を 2 回に分けて納付			年税額の残り（3 万円）の 1/3（1 万円）ずつ		

そして、2 年目の住民税の年税額が 6 万 3 千円（年金所得のみ）の場合

2 年目	特別徴収【仮徴収】			特別徴収【本徴収】			
	月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	税額	1 万円	1 万円	1 万円	1 万 1 千円	1 万 1 千円	1 万 1 千円
計算方法	前年度の年税額の半分（3 万円）の 1/3（1 万円）ずつ			年税額の残りの 1/3 ずつ 6 万 3 千円 - 3 万円 ÷ 3			

北見市総務部市民税課市民税係
〒090-8501 北見市大通西 3 丁目 1 番地 1
Tel (0157) 25-1114